

令和4年12月26日開催

新庄市農業委員会第31回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和4年12月）議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日（月）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ
3. 出席委員（19名）

1 番 浅沼 玲子	2 番 笹 行也
3 番 清水 哲夫	4 番 間 真一
5 番 田宮 成彦	6 番 丹 茂
7 番 星川 豊	8 番 五十嵐 成生
9 番 佐藤 啓右	10 番 齋藤 謙二
11 番 指村 貞芳	12 番 三原 康志
13 番 高山 光弥	14 番 森 良一
15 番 星川 吉和	16 番 下山 秀一
17 番 星川 秀男	18 番 佐藤 喜代志
19 番 早坂 浩樹	
4. 欠席した委員（0名）
5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 109 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 110 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 111 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について
- 日程第 5 議案第 112 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議案第 113 号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第 7 議案第 114 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 8 報告第 88 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 9 報告第 89 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 10 報告第 90 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主任	庭崎 佳子	主 事	結城 美緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和4年度新庄市農業委員会第31回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は19名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第31回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に17番星川秀男委員と18番佐藤喜代志委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の庭崎佳子さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第109号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第109号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区5件、稲舟地区8件、萩野地区5件、八向地区1件、計19件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区1番につきまして、12月20日に調査確認いたしました。10月総会の報告第79号農地法3条の3第1項の規定による届出についてで、相続された土地であり、あっせんの希望があったため、隣地所有者である譲受人に話しをしたところ売買となりました。価格も双方合意しており問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区2番につきまして、12月22日に調査確認いたしました。事務局説明のとおり相違ないようでしたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区3番につきまして、12月17日に調査確認いたしました。価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区4番につきまして、12月19日に調査確認いたしました。譲受人は認定農業者であり、価格が低いため農地法3条での取引となりました。価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区5番につきまして、12月19日に調査確認いたしました。価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、12月19日に調査確認いたしました。事務局説明のとおり相違ないようでした。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区2番につきまして、12月18日と21日に調査確認いたしました。価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区3番につきまして、12月18日に調査確認いたしました。現在の借人が息子への賃借権移転を行うとのことで、貸人の同意もあり、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区4番につきまして、12月18日に調査確認いたしました。稲舟3番と同様に現在の借人が息子への賃借権移転を行うとのことで、貸人の同意もあり、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区5番につきまして、12月18日に調査確認いたしました。貸人の離農に伴い、以前より相談していた借人が耕作してくれることになったそうです。賃借料について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区6番につきまして、12月18日に調査確認いたしました。貸人より今年の秋まで耕作していた方が更新を辞めるため、隣接する農地を耕作する借人に相談したところ借りていただけることになりました。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区7番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区7番につきまして、12月18日に調査確認いたしました。農地法第18条第6項関連であり、今まで耕作していた方が耕作を辞めるため、隣接する農地を耕作する借人に相談したところ借りていただけることになりました。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区8番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区8番につきまして、12月18日に調査確認いたしました。賃借料が安価なのはポンプアップが必要なためであり、賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、12月18日に調査確認いたしました。農地利用集積関連であり、再設定する際に農用地区域外と判明し、農地法3条での契約となりました。賃借料についても、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区2番につきまして、12月18日に調査確認いたしました。貸人と借人は同一経営体で親子関係であり、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区3番につきまして、12月18日に調査確認いたしました。親子関係の貸借であり、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区4番につきまして、12月17日に調査確認いたしました。今まで耕作していた方が離農するため、貸人の知人である借人に相談したところ借りてもらえることになりました。賃借料についても前回と同じであり双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区5番につきまして、12月17日に調査確認いたしました。この農地は譲渡人の親から譲受人が借りて長年耕作しており、今回この土地を相続した譲渡人が譲受人に贈与することです。双方納得しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、10月5日に調査確認いたしました。この案件は10月から相談があったのですが、農用地利用集積計画との兼ね合いで今月の案件となりました。東京在住の譲渡人が全農地を処分したいとの意向があることから、譲受人が現在耕作している農地を農用地利用集積計画で買ってくれることに合わせて、残ったこの農地を贈与することにしたそうです。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第109号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第109号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第110号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第110号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区1番につきまして、12月20日に調査確認しました。この土地は譲受人の社有地に隣接し、足場資材置き場として利用したいとのことでした。現況畑となっておりますが、以前より作付けしている様子はなく、荒れ地となっている状態です。そこを整地し使用したいとのことでした。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第110号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第110号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第111号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第111号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区1番につきまして、12月20日に調査確認しました。この案件は先ほどの議案第110号新庄地区1番の土地と7月総会の議案第90号農地法第5条の規定による許可申請についての新庄地区1番の土地を合わせて全体的に計画の見直しを図ったものです。変更事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番につきまして、12月23日に調査確認いたしました。変更の事由については事務局説明のとおりであり、来週より計画を進めていくとのことでしたので、宜しくをお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第111号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第111号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第112号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、丹茂委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休暇します。

(丹茂委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第112号農用地利用集積計画について、新庄地区17件、稲舟地区12件、萩野地区19件、八向地区9件、計57件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転5件、賃借権設定新規12件、再設定40件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第112号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第112号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(丹茂委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第6、議案第113号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第113号農用地利用配分計画案に対する意見について、萩野地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして、12月20日に調査確認いたしました。貸人が体力的に耕作することが難しいと農地中間管理機構に申し出て、農地中間管理機構が借人に配分案を提出しました。春に申し出があったのですが、農地中間管理機構の事務手続きの関係で権利の設定が11月以降になった事案です。実際は、今年の春から借人が耕作していますが、問題はありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第113号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第113号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第7、議案第114号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第114号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、12月17日に調査確認いたしました。事由については事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第114号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第114号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第8、報告第88号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第88号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区4件、稲舟地区1件、萩野地区2件、計7件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第88号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第88号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第89号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第89号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区2件、稲舟地区5件、萩野地区3件、八向地区1件、計11件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの報告第89号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第89号農地法第18条第6項の規定による通知に

については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第90号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第90号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件、稲舟地区1件、計2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第90号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第90号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第31回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年12月26日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 星 川 秀 男

議事録署名委員 佐 藤 喜 代 志